

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	他の工作物管理者に対する工事施行命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 21 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 21 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。</p> <p>※道路法第 20 条及び第 31 条の規定によって協議をした場合を除く。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	工事原因者への工事施行命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 22 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 22 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>道路管理者は、道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	道路占用料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 39 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法施行令第 18 条～第 19 条の 3 美郷町道路占用料徴収条例第 2 条、第 3 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>占用料の額は、美郷町道路占用料徴収条例第 2 条に基づく別表の額による。</p> <p>○美郷町道路占用料徴収条例 (占用料)</p> <p>第 2 条 占用料の額は、別表による。</p> <p>2 別表に定めるところにより計算して得た 1 件の占用料の額が 100 円に満たないときは、100 円とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、占用の期間が 1 月未満のものについての占用料の額は、別表に定める金額に当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に 1.08 を乗じて得た額とする。ただし、その額が 100 円未満の場合にあっては、100 円とする。</p> <p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第 3 条 占用料は、許可の日又は協議し、同意を得た日から 30 日以内に徴収するものとする。ただし、占用の期間が翌会計年度にわたるときは会計年度の区分に従い、会計年度分を 4 月に徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>別表 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	原状回復に係る措置の指示
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 40 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 40 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 道路管理者は、道路占有者に対して、2 の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p> <p>2 道路占有者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、道路の占有をしている工作物、物件又は施設を除却し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	車両の積載物の落下予防等措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 43 条の 2

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 43 条の 2
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	工作物管理者の危険防止措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 44 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 44 条第 3 項・第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>道路管理者は、沿道区域内にある土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	違反車両の通行中止等の措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 47 条の 4 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 47 条 車両制限令第 3 条～第 12 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>道路管理者は、(1)、(2)のいずれかの者に対し、車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p> <p>(1) 車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めた規定（道路法第 47 条第 2 項）に違反し、若しくは車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する次の最高限度をこえる車両の通行に関し通行経路、通行時間等について附した条件違反して車両を通行させている者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅 2.5 メートル ・重量 次に掲げる値 <ul style="list-style-type: none"> イ 総重量 高速自動車国道又は道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあっては 25 トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値、その他の道路を通行する車両にあっては 20 トン ロ 軸重 10 トン ハ 隣り合う車軸に係る軸重の合計 隣り合う車軸に係る軸距が 1.8 メートル未満である場合にあっては 18 トン（隣り合う車軸に係る軸距が 1.3 メートル以上であり、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重がいずれも 9.5 トン以下である場合にあっては、19 トン）、1.8 メートル以上である場合にあっては 20 トン ニ 輪荷重 5 トン ・高さ 道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあっては 4.1 メートル、その他の道路を通行する車両にあっては 3.8 メートル ・長さ 12 メートル ・最小回転半径 車両の最外側のわだちについて 12 メートル

(2) 道路において次の車両についての制限の基準をこえる車両を通行させている者

① 幅の制限

イ 市街地を形成している区域（以下「市街地区域」という。）内の道路で、道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したもの又は一方通行とされているものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員（歩道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない道路で、その路肩の幅員が明らかでないもの又はその路肩の幅員の合計が1メートル未満（トンネル、橋又は高架の道路にあっては、0.5メートル未満）のものにあっては、当該道路の路面の幅員から1メートル（トンネル、橋又は高架の道路にあっては、0.5メートル）を減じたものとする。以下同じ。）から0.5メートルを減じたものをこえないものでなければならない。

ロ 市街地区域内の道路で前項に規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から0.5メートルを減じたものの2分の1をこえないものでなければならない。

ハ 市街地区域内の駅前、繁華街等にある歩行者の多い道路で道路管理者が指定したものの歩道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない区間を道路管理者が指定した時間内に通行する車両についてのイ、ロの規定の適用については、イ中「0.5メートルを減じたもの」とあるのは「1メートルを減じたもの」と、ロ中「0.5メートル」とあるのは「1.5メートル」とする。

ニ 市街地区域外の道路（道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したものを除く。）で、一方通行とされているもの又はその道路におおむね300メートル以内の区間ごとに待避所があるもの（道路管理者が自動車の交通量が多いため当該待避所のみでは車両のすれ違いに支障があると認めて指定したものを除く。）を通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から0.5メートルを減じたものをこえないものでなければならない。

ホ 市街地区域外の道路でニに規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員の2分の1をこえないものでなければならない。

② 総重量、軸重及び輪荷重の制限

イ 道路構造令（昭和45年政令第320号）第23条第2項の基準（強度に係るものに限る。）に適合している舗装がされていない都道府県道又は市町村道で、これに代わるべき他の道路があるものについて、道路管理者が路面の破損を防止するため必要と認められる車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めたときは、当該道路を通行する車両の総重量、軸重又は輪荷重は、当該限度をこえないものでなければならない。ただし、当該道路を通行しなければ目的地に到達することができない車両については、この限りでない。

ロ 融雪、冠水等のため支持力が著しく低下している道路について、道路管理者が路盤又は路床の破損を防止するため必要と認められる車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めたときは、当該道路を通行する車両の総重量、軸重又は輪荷重は、当該限度をこえないものでなければならない。

ハ ロの規定により道路管理者が車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めようとするときは、国土交通省令で定める構造計算又は試験の方法に基づいてしなければならない。

③ カタピラを有する自動車の制限

舗装道を通行する自動車は、次の各号の一に該当する場合を除き、カタピラを有しないものでなければならない。

- ・その自動車のカタピラの構造が路面を損傷するおそれのないものである場合
- ・その自動車が当該道路の除雪のために使用される場合
- ・その自動車のカタピラが路面を損傷しないように当該道路について必要な措置がとられている場合

	<p>④ 路肩通行の制限 歩道、自転車道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない道路を通行する自動車は、その車輪が路肩（路肩が明らかでない道路にあつては、路端から車道寄りの0.5メートル（トンネル、橋又は高架の道路にあつては、0.25メートル）の幅の道路の部分）にはみ出してはならない。</p> <p>⑤ 通行方法の制限 イ 車両制限令第3条第1項第3号の規定による指定を受けた道路について、高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両に関し、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる路肩の通行の禁止その他の通行方法を定めたときは、当該道路を通行する当該車両は、当該通行方法によらなければならない。 ロ 車両制限令第7条第2項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度が定められている道路について、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる徐行その他の通行方法を定めたときは、当該道路を通行する車両は、当該通行方法によらなければならない。</p> <p>⑥ 幅の制限の特例 イ 道路が次の各号の一に該当し、車両の通行に支障のある場合において、道路管理者が交通の円滑を図るためやむを得ない必要があると認めて他の道路を指定したときは、当該他の道路を通行する車両については、①の規定は、適用しない。 ・道路が破損し、又は欠壊している場合 ・道路に関する工事が行なわれている場合 ・車両の通行が著しく停滞している場合 ロ 道路管理者は、前項に規定する指定をしようとするときは、あらかじめ都道府県公安委員会（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面にあつては、方面公安委員会）の意見をきかなければならない。</p> <p>⑦ 特殊な車両の特例 幅、総重量、軸重又は輪荷重が車両制限令第3条に規定する最高限度をこえず、かつ、車両制限令第5条から第7条までに規定する基準に適合しない車両で、当該車両を通行させようとする者の申請により、道路管理者がその基準に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認定したものは、当該認定に係る事項については、車両制限令第5条から第7条までに規定する基準に適合するものとみなす。ただし、道路管理者が運転経路又は運転時間の指定等道路の構造の保全又は交通の安全を図るため必要な条件を附したときは、当該条件に従って通行する場合に限る。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	道路に関する必要な措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 47 条の 4 第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 47 条 車両制限令第 3 条～第 12 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、次の①～⑦の基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>① 幅の制限</p> <p>イ 市街地を形成している区域 (以下「市街地区域」という。) 内の道路で、道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したもの又は一方通行とされているものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員 (歩道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない道路で、その路肩の幅員が明らかでないもの又はその路肩の幅員の合計が 1 メートル未満 (トンネル、橋又は高架の道路にあっては、0.5 メートル未満) のものにあつては、当該道路の路面の幅員から 1 メートル (トンネル、橋又は高架の道路にあっては、0.5 メートル) を減じたものとする。以下同じ。) から 0.5 メートルを減じたものをこえないものでなければならない。</p> <p>ロ 市街地区域内の道路で前項に規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から 0.5 メートルを減じたものの 2 分の 1 をこえないものでなければならない。</p> <p>ハ 市街地区域内の駅前、繁華街等にある歩行者の多い道路で道路管理者が指定したものの歩道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない区間を道路管理者が指定した時間内に通行する車両についてのイ、ロの規定の適用については、イ中「0.5 メートルを減じたもの」とあるのは「1 メートルを減じたもの」と、ロ中「0.5 メートル」とあるのは「1.5 メートル」とする。</p> <p>ニ 市街地区域外の道路 (道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したものを除く。) で、一方通行とされているもの又はその道路におおむね 300 メートル以内の区間ごとに待避所があるもの (道路管理者が自動車の交通量が多いため当該待避所のみでは車両のすれ違いに支障があると認めて指定したものを除く。) を通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から 0.5 メートルを減じたものをこえないものでなければならない。</p>

ホ 市街地区域外の道路でニに規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員の2分の1をこえないものでなければならない。

② 総重量、軸重及び輪荷重の制限

イ 道路構造令（昭和45年政令第320号）第23条第2項の基準（強度に係るものに限る。）に適合している舗装がされていない都道府県道又は市町村道で、これに代わるべき他の道路があるものについて、道路管理者が路面の破損を防止するため必要と認められる車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めたときは、当該道路を通行する車両の総重量、軸重又は輪荷重は、当該限度をこえないものでなければならない。ただし、当該道路を通行しなければ目的地に到達することができない車両については、この限りでない。

ロ 融雪、冠水等のため支持力が著しく低下している道路について、道路管理者が路盤又は路床の破損を防止するため必要と認められる車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めたときは、当該道路を通行する車両の総重量、軸重又は輪荷重は、当該限度をこえないものでなければならない。

ハ ロの規定により道路管理者が車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めようとするときは、国土交通省令で定める構造計算又は試験の方法に基づいてしなければならない。

③ カタピラを有する自動車の制限

舗装道を通行する自動車は、次の各号の一に該当する場合を除き、カタピラを有しないものでなければならない。

- ・その自動車のカタピラの構造が路面を損傷するおそれのないものである場合
- ・その自動車が当該道路の除雪のために使用される場合
- ・その自動車のカタピラが路面を損傷しないように当該道路について必要な措置がとられている場合

④ 路肩通行の制限

歩道、自転車道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない道路を通行する自動車は、その車輪が路肩（路肩が明らかでない道路にあつては、路端から車道寄りの0.5メートル（トンネル、橋又は高架の道路にあつては、0.25メートル）の幅の道路の部分）にはみ出してはならない。

⑤ 通行方法の制限

イ 車両制限令第3条第1項第3号の規定による指定を受けた道路について、高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両に関し、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる路肩の通行の禁止その他の通行方法を定めたときは、当該道路を通行する当該車両は、当該通行方法によらなければならない。

ロ 車両制限令第7条第2項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度が定められている道路について、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる徐行その他の通行方法を定めたときは、当該道路を通行する車両は、当該通行方法によらなければならない。

⑥ 幅の制限の特例

イ 道路が次の各号の一に該当し、車両の通行に支障のある場合において、道路管理者が交通の円滑を図るためやむを得ない必要があると認めて他の道路を指定したときは、当該他の道路を通行する車両については、①の規定は、適用しない。

- ・道路が破損し、又は欠壊している場合
- ・道路に関する工事が行なわれている場合
- ・車両の通行が著しく停滞している場合

ロ 道路管理者は、前項に規定する指定をしようとするときは、あらかじめ都道府県公安委員会（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面にあつては、方面公安委員会）の意見をきかなければならない。

	<p>⑦ 特殊な車両の特例</p> <p>幅、総重量、軸重又は輪荷重が車両制限令第3条に規定する最高限度をこえず、かつ、車両制限令第5条から第7条までに規定する基準に適合しない車両で、当該車両を通行させようとする者の申請により、道路管理者がその基準に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認定したものは、当該認定に係る事項については、車両制限令第5条から第7条までに規定する基準に適合するものとみなす。ただし、道路管理者が運転経路又は運転時間の指定等道路の構造の保全又は交通の安全を図るため必要な条件を附したときは、当該条件に従って通行する場合に限る。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	道路保全立体区域内での措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 48 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 48 条第 1 項・第 2 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 道路管理者は、道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者に対して、損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	行為の中止、物件の除却等の命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 48 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 48 条第 3 項・第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>道路管理者は、次の場合には、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p> <p>(1) 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合</p> <p>(2) 高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であって、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	連結料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 48 条の 7 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 48 条の 4 第 2 号・第 3 号・第 4 号、第 48 条の 7 第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>道路管理者は、次の①～③に掲げる施設の自動車専用道路との連結につき、連結料を徴収することができる。</p> <p>① 当該自動車専用道路の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該自動車専用道路を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設その他の施設</p> <p>② ①の施設と当該自動車専用道路とを連絡する通路その他の施設であって、専ら①の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの（道路又は道路の部分道路、一般自動車道又は交通の用に供する通路その他の施設（軌道を除く。）を除く。）</p> <p>③ ①・②に掲げるもののほか、当該自動車専用道路の道路管理者である地方公共団体の条例（国道にあっては、政令）で定める施設</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	違反行為の中止その他の措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 48 条の 12

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 48 条の 11 第 1 項、第 48 条の 12
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 道路管理者は、自動車専用道路に立ち入り、又は自動車専用道路を自動車による以外の方法により通行している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	通行の中止その他の措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 48 条の 16

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 48 条の 15 第 1 項・第 2 項・第 3 項、第 48 条の 16
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>道路管理者は、次の違反者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p> <p>(1) 自転車専用道路を自転車(自転車以外の軽車両(道路交通法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する軽車両をいう。)その他の車両で国土交通省令で定めるものを含む。)による以外の方法により通行している者</p> <p>(2) 自転車歩行者専用道路を自転車以外の車両により通行している者</p> <p>(3) 歩行者専用道路を車両により通行している者</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	原因者への工事費用負担命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 58 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 58 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 1 3 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	原因者への工事費用負担命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 59 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 59 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 道路管理者は、2 の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となったものである場合においては、2 の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p> <p>2 道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、道路法第 3 2 条第 1 項及び第 3 項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに同法第 3 5 条の規定による協議による場合を除くほか、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基づいて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 1 3 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	工作物管理者への費用負担命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 60 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 60 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、道路法の規定に基づいて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。ただし、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	受益者への工事費用負担命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 61 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 61 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>道路管理者は、道路に関する工事によって著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 1 3 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	許可等の取消し、工作物除去命令等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 71 条第 1 項・第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 71 条第 1 項・第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、道路法若しくは道路法に基づく命令の規定によって与えた許可、承認若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) 道路法若しくは道路法に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) 道路法又は道路法に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 詐偽その他不正な手段により道路法又は道路法に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者</p> <p>2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、道路法又は道路法に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者に対し、1 に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	負担金等の督促
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 73 条第 1 項・第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 73 条第 1 項・第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>道路法、道路法に基づく命令若しくは条例又はこれらによってした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金又は連結料を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	道路予定区域における道路占用料の徴収 (第 39 条第 1 項準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 91 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 39 条 美郷町道路占用料徴収条例第 2 条、第 3 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>占用料の額は、美郷町道路占用料徴収条例第 2 条に基づく別表の額による。</p> <p>○美郷町道路占用料徴収条例 (占用料)</p> <p>第 2 条 占用料の額は、別表による。</p> <p>2 別表に定めるところにより計算して得た 1 件の占用料の額が 100 円に満たないときは、100 円とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、占用の期間が 1 月未満のものについての占用料の額は、別表に定める金額に当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に 1.08 を乗じて得た額とする。ただし、その額が 100 円未満の場合にあっては、100 円とする。</p> <p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第 3 条 占用料は、許可の日又は協議し、同意を得た日から 30 日以内に徴収するものとする。ただし、占用の期間が翌会計年度にわたるときは会計年度の区分に従い、会計年度分を 4 月に徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>別表 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	道路予定区域内における原状回復に係る措置の指示（第 40 条第 2 項準用）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 91 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 40 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきものについては、2 及び 3 の規定を準用する。</p> <p>2 道路管理者は、道路占用者に対して、3 の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p> <p>3 道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、道路の占有をしている工作物、物件又は施設を除却し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	道路予定区域における工作物管理者の危険防止措置命令 (第 44 条第 4 項準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 91 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 44 条第 3 項・第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>道路管理者は、道路予定区域内にある土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	道路予定区域内での措置命令 (第 48 条第 2 項準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 91 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 48 条第 1 項・第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>道路管理者は、道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、道路予定区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者に対して、損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	道路予定区域での行為の中止、物件の除却等の命令 (第 48 条第 4 項準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 91 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 48 条第 3 項・第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>道路管理者は、次の場合には、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p> <p>(1) 道路予定区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合</p> <p>(2) 高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路予定区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	道路予定区域内における許可の取消し、工作物除去命令等 (第 71 条第 1 項・第 2 項準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	道路法第 91 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 71 条第 1 項・第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの (以下「道路予定区域」という。) については、2 及び 3 の規定を準用する。</p> <p>2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、道路法又は道路法に基づく命令の規定によって与えた許可、承認若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路 (連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。) に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) 道路法若しくは道路法に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) 道路法又は道路法に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 詐偽その他不正な手段により道路法又は道路法に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者</p> <p>3 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、道路法又は道路法に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者に対し、2 に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日